

政策経営・総務・財政委員会記録  
【速報版】

令和8年2月17日開会

# 速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 川口広委員長 これより委員会を開会いたします。  
上着の着用は御自由に願います。



◎ 市第137号議案（関係部分）の審査、採決

- 川口広委員長 政策経営局関係の審査に入ります。  
なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。  
市第137号議案関係部分を議題に供します。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

- 川口広委員長 当局の説明を求めます。  
○ 松浦政策経営局長 政策経営局でございます。よろしくお願いたします。

それでは、市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）政策経営局関係部分について御説明いたします。

予算議案書では15ページに記載がありますが、本日は、お配りしております資料に基づき御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

1、歳入歳出予算補正、（1）歳入補正、ア、一般寄附金個人版ふるさと納税について、（ア）補正理由ですが、個人版ふるさと納税の寄附受入額について、令和7年度当初予算では35億円を目標としていましたが、各種取組の拡充により全体の寄附受入額が年度末までに38億円とすることが見込まれるため、歳入予算を補正することとし、このうち予算上、特定の人とひもづけがある寄附は事業所管局で計上し、それ以外の寄附を政策経営局で一般寄附金として計上します。

（イ）補正額ですが、赤枠の補正額に記載のとおり2億円を計上いたします。

なお、下の米印に記載のとおり、2月補正予算では、全体で3億円の増額補正を計上することとしており、GREEN×EXPO推進事業に対する寄附分1億円の歳入予算補正については、脱炭素・GREEN×EXPO推進局を所管する常任委員会に付託されております。

2 ページを御覧ください。

イ、事業の執行見込み等に合わせた補正への対応、歳入分として、表の上から1つ目、総務費県委託金として、国勢調査について、歳入の前提となる委託料の減額等により、赤枠の補正額に記載のとおり489万3000円を減額し、地方創生臨時交付金について、定額減税補足給付金の不足額給付に係る事業の追加財源及び物価高支援給付金給付事業の令和6年度精算分の受入れにより、16億9169万5000円を増額いたします。

なお、米印に記載のとおり、補正額のうち、この歳入予算補正を財源とする定額減税補足給付金不足額給付事業の歳出予算補正10億9600万5000円については、健康福祉局を所管する常任委員会に付託されています。

3 ページを御覧ください。

次に、(2)歳出補正、ア、指定管理施設における物価及び賃金水準変動への対応について、恐縮ですが、まず、ページ下部の米印を御覧いただきまして、指定管理者制度を所管する政策経営局として、本市全体で実施する7年度2月補正での指定管理料に係る対応について御説明をさせていただきます。

指定管理施設物価・賃金水準変動対応事業として、当該変動に伴う経費上昇分について、本市全体で9億1582万7000円、9局27事業で現年度の指定管理料に上乗せを行います。

ページ上部にお戻りいただきまして、(ア)補正理由ですが、当局が所管する指定管理施設である男女共同参画センターの指定管理料に、物価及び賃金水準の変動に伴う経費上昇分への対応として歳出予算を補正することとし、(イ)補正額ですが、赤枠の補正額に記載のとおり2087万8000円を計上します。

4ページを御覧ください。

イ、事業の執行見込み等に合わせた補正への対応歳出分として、表の上から1つ目、国勢調査事業について、委託料の減等により、赤枠の補正額に記載のとおり4898万3000円を減額し、シティプロモーション事業について、委託料の減に伴い2000万円を減額し、広報よこはま発行业務について、通信運搬費等の減に伴い1500万円を減額し、政策支援・データ活用推進事業について、委託料の減に伴い1100万円を減額し、職員人件費について、給与改定に伴う増額等により2864万1000円を増額し、ふるさと納税等推進事業について、個人版ふるさと納税寄附受入額の増に伴う返礼品調達費等の増により1億1000万円を増額します。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 福地茂委員 御説明ありがとうございます。ふるさと納税に係る遺贈について、私はこだわって頑張っているのですが、38億の補正があったと、受入れを見込んでいるということでしたけれども、そのうち実績としての遺贈はどのぐらい受けているのか、分かればお答えください。
- 松浦政策経営局長 昨年末のデータになりますけれども、令和7年度は1億5000万円ほどを予定しております。
- 福地茂委員 1億5000万ということですので、ほぼ何も、今、横浜市が働きかけをしていない状態でも、ある程度、それぐらいの金額があるということなので、さらなる取組が重要なかと思っているのですが、前回の常任でお話ししましたけれども、市民への広報の在り方について取り組むという御答弁だったかと思えますけれども、その後の進捗状況があれば、教えていただければ。
- 松浦政策経営局長 常任委員会のたびに委員からも御意見、御指摘をいただいて、この間、準備をさせていただきます。広報誌の掲載に向けて具体的準備を行っています。そうした中で、昨年1月に、まず横浜市として初めてウェブ、ホームページのほうに遺贈の御案内をさせていただきました。横浜に遺贈ができるということについて御紹介する、そういった意味合いで市のホームページのほうに立ち上げを行いましたけれども、現在予定しております広報誌の掲載につきましても、これから幅広く横浜市民の方々に、横浜に遺贈という仕組みがあって遺贈できるということを広く御周知、御案内する、選択肢を知っていただくといった目的で行いたいと考えておまして、今月下旬から配布されますけれども、広報よこはま3月号で配布をしようと考えております。
- 福地茂委員 結構大きく取り上げていただけられるのですか。
- 松浦政策経営局長 紙面上、大体タブロイド版はこのぐらいありますけれども、このぐらいのスペースを確保して行おうと思っております。

- 福地茂委員 だんだん大きくしていただけるようお願いして質問を終わります。
- 川口広委員長 ほかにいかがでしょうか。
- 横山正人委員 資料の1ページなのですけれども、アのところで、予算上、特定の用途とひもづけのある寄附は事業局所管で計上しと、こうあるのですが、これは、一番典型的な例で申し上げれば、消防局の取組などがこういうのに当たるんだと思うのですけれども、ほかにどういうものがあるか、具体的に教えてください。
- 松浦政策経営局長 現在、今、委員が御指摘の消防局をはじめとして、独自メニューとして各局が基金なども設置しております。現状では、13局で21の活用先がございます。
- 横山正人委員 これは、例えば交通とか水道なども返礼品となり得るものが私は開発できるんじゃないかと思うんだけど、企業局でもこういうことは可能だということですか。
- 松浦政策経営局長 もともと水道の関係でいいますと、現状でも同市の水源林、これは、当時、委員が議長のとときに、私はよく記憶しておりますけれども、同市のバッジ、ああいった返礼品なども行っておりますので、水道局も交通局もできるという状況でございます。
- 川口広委員長 補足はございますか。大丈夫ですか。
- 横山正人委員 そうなってくると、まさに私は知恵の出し合いだと思うのです。あわせて、区でもこれを受け入れる体制、基金をつくるだとか体制が整いつつありますので、来年度からは、各局・区が主体となって返礼品開発を主力事業として頑張っていたくというふうな取組が私は必要だと思うのですけれども、意気込みについて伺いたいと思います。
- 松浦政策経営局長 我々は、しっかりと様々な施策をするに当たりまして、財源を確保するといった観点が必要と思っております。そうした中で、国費とか県費といったそういった省庁等に要望して頂く特定財源はもとより、自分たちがいろんな企画を考えて、返礼品、地域的なまちおこしもつながりますし、そういう意味合いにおいて、ふるさと納税の返礼品を活用しながら頂く寄附というのは、いろいろ知恵の出どころといたしますか考えどころだなと思っておりますし、また、返礼品によらずとも横浜市の政策をしっかりとアピール、周知をしていきながら、その政策に共感をいただいて返礼品に頼らずに寄附を頂く、そういった意味において、今、委員が言われました独自メニューの関係、特にそうなのですけれども、各局のほうに我々も働きかけをより強めていこうと思っております。  
これは、別に8年4月に始まった話ではなくて、実は、政策経営局で令和5年度から財源確保推進課で寄附の確保を行っておりますけれども、この間もかなり力を入れて各局には言ってまいりましたが、引き続き強く言ってまいります。
- 横山正人委員 とかく区の事業というのは、お金を使うことが主流になっちゃって、稼ぎ出すという発想というのはほとんどないというふうに私は思っているんだけど、まさに各種事業に対して企業版ふるさと納税の御寄附を頂くとか、やり方は、私は様々あると思いますので、ぜひこれは、私も区づくり会議でも、自分の区の会議で発言しようと思っておりますけれども、まさに各区が財源確保は自分たちの手でできる時代になっているんだと考え方を変えていく必要が私はあると思いますので、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。
- 川口広委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 川口広委員長 ほかに御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 川口広委員長 それでは、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 川口広委員長 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については原案可決と決定いたします。

以上で政策経営局関係の審査は終了いたしましたので、次に、財政局関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時12分



再開時刻 午前10時14分

- 川口広委員長 それでは、委員会を再開します。



#### ◎ 市第128号議案の審査、採決

- 川口広委員長 財政局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

初めに、市第128号議案を議題に供します。

市第128号議案 六浦住宅（仮称）建替工事（建築工事）請負契約の締結

- 川口広委員長 当局の説明を求めます。

- 松井財政局長 財政局でございます。よろしくお願いいたします。

契約議案につきましては、お手元にお配りしております契約議案に関する説明資料を用いまして御説明させていただきます。

本日御説明させていただく議題は、目次のとおり、市第128号、129号、131号及び132号議案でございます。

初めに、資料の1ページを御覧ください。

市第128号議案六浦住宅（仮称）建替工事（建築工事）請負契約の締結について御説明いたします。

議案書は177ページとなります。

本工事は、平成30年4月に策定された横浜市市営住宅の再生に関する基本的な考え方に基づき、六浦住宅は、浴室やエレベーターがなく老朽化も進んでおり、優先して再生する必要があるため、建て替え工事を行うものです。

2の工事概要でございますが、鉄筋コンクリート造6階建て、延べ床面積5037.24平方メートルの建物1棟を建築するものです。

3の工事場所は金沢区六浦5丁目1635番地の2で、右側の案内図の太枠で囲んだ斜線部分となります。

4の契約金額は20億4600万円、5の完成期限は令和10年1月31日、6の契約の相手方は小俣・サクラ建設共同企業体です。

2ページの参考の入札のてんまつを御覧ください。

この契約の入札方式は、一般競争入札条件つきです。また、この入札は、総合評価落札方式簡易型となっております。表の見方ですが、表の一番上の税抜き予定価格及び調査基準価格を、その下に入札参加業者、技術評価点、入札金額、そして評価値を記載しております。

なお、評価値の算出方法は、表の下の米印に記載のとおりでございます。

入札参加者は3者で、最も高い評価値となりました小俣・サクラ建設共同企業体を落札者といたしました。

なお、記載はございませんが、この契約につきましては、令和9年度にわたるため、既に債務負担行為を設定させていただいております。

以上、よろしく御審査のほどお願いいたします。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。いかがでしょうか。よろしいですか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 それでは、採決いたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 御異議ないものと認め、市第128号議案については原案可決と決定いたします。

---

◇

◎ 市第129号議案の審査、採決

- 川口広委員長 次に、市第129号議案を議題に供します。

市第129号議案 消防訓練センター訓練施設整備工事（高層訓練塔建築工事）請負契約の締結

- 川口広委員長 当局の説明を求めます。
- 松井財政局長 続いて、資料の3ページを御覧ください。  
市第129号議案消防訓練センター訓練施設整備工事（高層訓練塔建築工事）請負契約の締結について御説明いたします。  
議案書は179ページとなります。  
本工事は、消防訓練センターの老朽化や消防職員、消防団員の災害対応力向上のため、実際の災害現場を再現して訓練を行うことができる高層訓練塔を整備します。  
2の工事概要でございますが、鉄筋コンクリート造6階建て、延べ床面積1282.67平方メートルの建物1棟を建築するものです。  
3の工事場所は、戸塚区深谷町777番地の1で、右側の案内図の太枠で囲んだ斜線部分となります。  
4の契約金額は9億2620万円、5の完成期限は令和9年12月24日、6の契約の相手方は株式会社小俣組です。

4ページの参考の入札のてんまつを御覧ください。

この契約の入札方式は、一般競争入札条件つきです。また、この入札は、総合評価落札方式簡易型となっております。入札参加者は6者で、最も高い評価値となりました株式会社小俣組を落札者といたしました。

なお、記載はございませんが、この契約につきましては、令和9年度にわたるため、既に債務負担行為を設定させていただいております。

以上、よろしく御審査のほどお願いいたします。

- **川口広委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- **みわ智恵美委員** 御説明ありがとうございます。今回建てられる高層訓練塔ということなのですが、今、訓練塔とか補助訓練塔とかがあると思うのですが、これとの違いはどう考えたらいいですか。
- **松井財政局長** まず、現在ある訓練塔につきましては、かなり老朽化しております、そういった部分で建て直しが必要だということでございます。あと、今回建てます高層訓練塔につきましては、高層建築物火災対応訓練やはしご車のかける場合の訓練などを行うことができる施設となります。内部には、火災や濃煙熱気を発生させて実際の火災に近い環境で訓練ができる模擬消火訓練室や可動式の間仕切り壁ができることによりまして、レイアウト変更ができるというようなこともありますし、屋上には、今度、ヘリポートもついておりますので、ヘリコプターを使った訓練もそこでできるということでございます。  
あと、私も、実際の現場も行きましたし、レイアウト図も見せていただいたのですが、今、いろいろなマンションとかの形によって窓の形とかベランダの形がいろいろ違うので、今回できるのは、そういういろいろな窓、消防隊員が取りつく場合にいろんなパターンで訓練ができるというような、そういった各階に全く同じ造りじゃなくて、階層ごとに窓の造りとかアクセス部分の造りを変えて造る形になっておりますので、そういった対応もできる施設となる予定となっております。
- **みわ智恵美委員** 建設していただくのは、一般的な建設会社とか小俣組ですか、こちらのほうに決まったということなのですが、今、局長が言われたように、本当に消防の現場に適用できるような、ただ高さがあるとヘリポートがあるというだけではなくて、非常に実践的な、実践というのですか、実務的といいますか、そういうものができるということが分かったのですけれども、それは、建設や仕様の在り方については、消防の職員の方々に声を聞いて、生かして設計がされたということでよろしいですか。
- **松井財政局長** 当然、消防訓練施設でございますので、実際の消防活動の質が上がらないとしようがないので、そういう部分も声を聞いた上でそういう設計になっていると考えております。
- **みわ智恵美委員** 分かりました。それで、この消防訓練センター全体、先ほど局長からも老朽化で、ただ、新たな高い建物などに対応することで必要で、新たに建てるというよりは、老朽化による建て直しの部分もあると説明いただきました。この訓練センター全体は、できてからどのぐらいたっているか伺います。
- **松井財政局長** 昭和51年です。
- **みわ智恵美委員** 昭和51年、経過年、すいません。
- **大塚契約部長** 今、築約50年というところでございます。あと、先ほど局長からヘリポートと申し上げたのですが、実際、ヘリが着陸できるほどの強度ではなくて、連携した訓練ができるというデッキができるという意味でございました。失礼しました。
- **みわ智恵美委員** もうできて50年ということで、内容的にも見直しをしていかなくちやいけないと思われると思うのですが、ただ、先日、伺うと、横浜市の基準だとあと20年ぐらい、いろいろ公舎と

か宿舍棟ですか、なかなかそういうところの建て替えなどできないという、今おっしゃったのでいうと70年間、これはもたせるという考え方で進んでいくのか、それからもう少し早めに、テレビドラマにもなったような横浜市の消防局で、憧れて入ったら公舎はこれかとかくつとくるような事態ではなく、どのように今後の改修とか、考えるそういう計画があるのか、伺いたいと思います。

- **松井財政局長** 私実際に現場に行って、委員の皆様方からも、特に宿舍棟とかの老朽化については伺っていますので、別に時間を取って見てきました。その中で、消防局のほうもちゃんと考えておまして、基本的には、見た目は古い建物のように見えるのですけれども、各部屋には、ちゃんとエアコンディショナーも完備しておりますし、ランドリールームなんかも見せていただきましたけれども、私が見た限りは、かなり立派なものが設置されておまして、特に消防のそこの所長さんとも話しましたけれども、委員がおっしゃるように、新たな消防職員が入っていただかないと、横浜市の消防力もよくなるんじゃないかというお話もさせていただいた中で、そこの宿舍棟につきましては、耐震改修も行った上で、できる限りの居住環境がよくなるような努力も消防局としてしていただいていますし。

今回の施設に関しましては、消防局として、消防局の中で必要と思われる施設を、ちゃんとプライオリティーをつけて順番にやっていく形でございますので、70年使うかどうかというお話ではなくて、財源の問題もありますので、ちゃんと優先順位をつけて消防局としてやっているとは私は考えております。

- **みわ智恵美委員** 局長も現場を見ていただいたということで、ありがたいと思います。なかなか見た目のものが厳しいという声も聞いておりますし、私たちが調査の中で、これは問題だなと実感もしていますので、ぜひ消防局のほうでというその声に応えていける財政局の努力を求めたいと思います。ありがとうございました。
- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。
- **福地茂委員** 御説明ありがとうございます。今の議論について財政局長に確認したいのですけれども、局長が見た感じ宿舍棟は、割といいと思っちゃったのですか。これは自民党で現場も見て、散々お風呂の状況とかトイレの状況とか、特に水回りって私は大事だと思っているのですけれども、気の毒だ。唯一、横浜で命をかけて市民を守る部隊ですよ。その部隊が訓練を受ける施設に対して、あれがなかなかいいと局長がおっしゃったように今受け止めたのですけれども、本当ですか。
- **松井財政局長** そういう意味ではなくて、消防局として施設について耐震化もした上で、限られた予算の中でできることはしているという認識でございます。
- **福地茂委員** いえ、局長がどう思ったかを聞いているのですけれども。なかなかいいって見えたって、さっきそう言いましたよね。
- **川口広委員長** 一回整理しましょう。今、福地委員が終わって、松井局長。
- **松井財政局長** 私としては、確かに建物も古い形ですし、例えば配管とかも昔の建物で外に出たりはしておりますけれども、あちらから御説明を受けた中では、各部屋ごとにエアコンディショナーとかもついていきますし、大きなランドリールームとかもあります。あるいは、トイレの問題とかは、いろいろ委員の皆様方もおっしゃる部分はあると思います。ただ、ですから、若い方が完全にあれで満足するかという形であれば、なかなかそれは主観的な問題で難しいと思いますけれども、消防局としてできる限りの新しい方が、現状の中で入っていただけるような努力はしていただいているという認識だということでございます。
- **福地茂委員** 消防局としての話を聞いているんじゃないのですよ。局長がどう思ったかの先ほどの答弁を

もう一度整理して分かりやすくお答えくださいとお願いしているのですが。

- **松井財政局長**　そういう意味で言うと、確かに私は、言い方がよくなかったかもしれませんが、明らかに古いのは確かに古いと思います。ただ、その中で、今現状で優先順位をつける中で、少なくとも宿舍棟として最低限の形にはなっているとは思いますが。
- **福地茂委員**　当然でしょうね。そこで宿舍にしていますから形は整っている。
- **川口広委員長**　ほかにかがですか。
- **黒川勝委員**　この入札なのですけれども、小俣組さんが落札されていて、2番札の大洋建設さんは、入札金額が8億2800万円ということなのですけれども、2番札のほうが安いのに1番札が落札したのは、これは、調査基準価格を下回っているからという理由になるのですか。あと、技術評価点とかもあります。
- **大塚契約部長**　まず、調査基準価格を下回っているということで、技術評価点については5点減点になります。ということなのですが、じゃあ減点しなかったものと比べると119点と118点ですから、そういう意味では、技術評価点自体も小俣組さんは上回っていた状態であるかとは思いますが。
- **黒川勝委員**　調査基準価格を下回った場合には、基本的には、落札はさせないということなのですか。それとも、5点減点って今言われましたけれども。
- **大塚契約部長**　基本的にダンピング対策というところもありますので、大きく下回っている場合は減点します。ただ、もしそれでも評価値が高かった場合は、低入札価格調査という調査をさせていただいて、実際に履行できると判断すれば、その方を落札者にすることもあります。
- **黒川勝委員**　この技術評価点が6点違っているのは、先ほど言われた5点減点という部分と、そのほかにもあと1点あるということなのですけれども、これは、どういう点が評価が低かったのか、あるいは高かったのか、教えていただけますか。
- **大塚契約部長**　今回の提案でございますが、そちらの資料のほうにも若干ございます、工程管理に係る技術的所見の施工計画または配慮すべき事項に関する簡易の施工計画とございます。今回は、限られたヤードの中で複数の工事が同時進行するという現場でございますので、また、消防訓練施設で特殊性も踏まえた工程管理、そういったところとか施工上の配慮というものを求めました。その評価に対して、この提案につきましては、そういった配慮すべき事項については、現場条件を踏まえて大変適切で重要な項目が網羅した提案があったということで、技術評価点が結果的に一番高くなりまして、結果として満点でございました。具体的な内容につきましては、事業者のノウハウとかも入ってきますので、この場で直接お話は難しいのですが、そういったところが評価されたというところでございます。
- **黒川勝委員**　そういう計画がきちんと立てられていたというような部分が大きな評価点だったというようなことの理解でよろしいでしょうか。
- **大塚契約部長**　おっしゃるとおりでございます。
- **黒川勝委員**　それとあと、この消防訓練センターでは、今までずっと操法訓練大会をやられていましたけれども、この工事なんかによって、今後、操法訓練大会が、今回は山下埠頭でやっていたのかな、ですけれども、そういう影響についてはどうなるのか、教えていただけますか。
- **大塚契約部長**　工事中は、かなりヤードで占めてしまいますのでなかなかそういうのもできないのですが、工事完了後には、引き続き訓練センターで行うような話は聞いております。
- **黒川勝委員**　結構でこぼこが多くて水がたまっちゃったりとか、そういうようなこともよく聞くのですけ

れども、その辺は、直したりとかというようなことはするのかしないのか。

- **大塚契約部長** この後、建物の工事が一通り終わった後に、最後、土木工事でそういったところも直す予定はしておりますので、きれいになるとは思っております。
- **川口広委員長** よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。
- **大野トモイ委員** 御説明ありがとうございます。私は結構言葉にこだわりがあって、ちょっとした言葉でかちんと来ちゃったりすることもよくあるのですけれども、さっき福地さんがおっしゃった宿舎のことですけれども、お金がない財政局長でいらっしゃる中で、命の危険の中で職務に従事してくださっている方たちに、そういう職員の方々に対してどういうふうな心持ちでお仕事に局長がいらっしゃるかということが、出たかなと私は思っちゃったのですね。財政面で厳しい、優先順位をつけなきゃいけないということはもちろん分かるのですけれども、私は、そこに行かせていただいたことがありました。去年、常任だったかと思うんだけど、やっぱりうーんって思いました。

その中で、先ほどのような言い方ではなくて、外見のところは、なかなかねとは思いますが、でも、設備面では精いっぱいやっているの、これで何とか頑張ってくれと、そういうふうなお気持ちで今のお仕事をしていたきたいなと、そういうふうに職員さんと接していただきたいなと思ったのですけれども、その辺はいかがですか。

- **松井財政局長** すいません。私の言い方が悪かったかもしれないのは十分反省しておりますけれども、私も父が横浜市の消防職員でございましたので、そこは、誰よりも十分分かっているつもりです。父が40年近く勤め上げて、それで私とかも育てていただいて今の私がありますので、消防職員の重要性、横浜消防の心意気というものは、少なくとも財政局の中で私が一番分かっているつもりではおりますけれども、確かに委員の皆様方がおっしゃるように、私の言い方が悪かったという部分はありますし、ただ、誤解はしておりませんので、ちゃんと消防職員の、特にその消防学校でお話をさせていただいたのは、新しい消防職員の方がいかに、今、横浜市全体でも人材不足の中で、新しい方にどうやって入ってきてもらえるのかということ、そこの消防の方ともお話をした中で、これがこのままいいというような形でお話はしてきておりませんので、そこは、私の言い方が至らなかつた点につきましては、すいません、おわびいたします。
- **大野トモイ委員** すいません。謝っていただきたかったということでもなかつたのですけれども、私も気を許した人と話していて、ついうっかりこの言い方は失敗しちゃったななんていうことも、生活の中でないわけではないのですけれども、今日のお話のトーンでは、皆さんあの施設はちょっとねということをお話しになっている場面でのあの御発言でしたので、少し気になりましたので指摘をさせていただきました。ありがとうございます。
- **川口広委員長** ほかによろしいですか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** ほかに御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** それでは、採決いたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。よろしいですか。御異議ございませんか。大丈夫ですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 川口広委員長 御異議ないものと認め、市第129号議案については原案可決と決定いたします。



◎ 市第131号議案の審査、採決

- 川口広委員長 次に、市第131号議案を議題に供します。

市第131号議案 環状4号線(北町地区)道路整備工事(橋りょう上部工)請負契約の変更

- 川口広委員長 当局の説明を求めます。
- 松井財政局長 続いて、資料の5ページを御覧ください。

市第131号議案環状4号線(北町地区)道路整備工事(橋りょう上部工)請負契約の変更について御説明いたします。

議案書は183ページとなります。

今回の変更について御説明する前に、次の6ページの参考、本工事契約の状況を御説明いたします。

本工事は、主要渋滞箇所指定されている目黒交番前交差点の改良により、旧上瀬谷通信施設地区全体の交通円滑性の確保を図るため、橋梁を築造するものでございます。本工事の原案は、令和6年9月25日に御議決いただきましたが、令和7年9月12日に契約金額を変更する専決処分を行い、4の契約金額は、17億4683万800円となっています。

その上で、今回、5ページ冒頭の1の変更内容に記載のとおり、契約金額17億4683万800円を18億6586万1800円に、完成期限を、令和8年6月30日を令和9年3月15日に改めようとするものでございます。今回の変更により、当初議決いただきました契約金額から1割を超える増額となりますので、請負契約の一部を変更する契約議案を提出させていただきます。

2の変更理由でございますが、契約締結後の現地調査により、安全面から機械装置の追加が必要なことや、交通管理者である警察からの御要請に伴い、より交通規制が少ない施工方法に変更することなどにより、契約金額を増額するものでございます。また、関連工事の遅れなどにより本工事の工程調整が発生したことに伴い、完成期限を延期するものでございます。

以上、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 田中ゆき委員 御説明ありがとうございました。この変更理由のところについて、1番目のところは、契約締結後の現地調査ということで、そこから機械装置を追加することによる増ということですが、私が勉強不足なのですが、こういう契約工事を始める際の現地調査というのは、契約締結後じゃないとできないものなのではないでしょうか。
- 松井財政局長 ここはすごく交通量が多いところございまして、当然、事前にも調査はしているのですが、実際に橋桁を持ってきた場合とかに、交通量の多さ、あるいは、ここの交通量が多いので交通渋滞を起こしちゃいけないということで、いかに交通渋滞を起こさないで工事を完了させるかということ、交通管理者のほうとも警察のほうとも話さなきゃいけない中で、より交通渋滞が起きないで、かつ影響がないような形での工事をするという形でございまして、今回は現場に行ってみて、実際に始める前よりかは、

道路の状態とか、あるいは交通量が想定より多かったというようなことで、より改善する工事を提案してきたということでございます。

- **田中ゆき委員** この交通管理者というのが警察ということですが、これも警察からの要請というのは、もともとより交通規制が少ない施工方法にしてくださいみたいな話合いも、なかなか現地に事前にも行ったときには、警察との連携というのは、事前にはまだ図れない状況なのでしょうか。
- **松井財政局長** 当然、事前にも、先ほど申しましたようにやっていますけれども、なかなか橋桁が思った以上に取付けに時間がかかるとか、あるいは、道路の起伏の状況が実際に事前に見て調査したのと若干違っていった場合、そういうことに関しては、工事のときに調整をしていかないと、250メートルを超える鉄橋をパーツに分けて持ってきて、それを現場でつないでジャッキで上げて取り付けるという作業になりますので、そういうことを実際の現場で微調整していかないとというのは、この手の工事では、ないほうがいいのですけれども、今回は、納期の問題とかもありますのでやったという形でございます。
- **田中ゆき委員** この変更理由について、私の勉強不足とかもあると思うのですが、事前に行き得る限りの調査をした上でこうなったのであれば、それは当然のことだと思いますので理解しました。ありがとうございます。
- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** ほかに御発言もないようですので、質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** それでは、採決いたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** 御異議ないものと認め、市第131号議案については原案可決と決定いたします。

◇

◎ 市第132号議案の審査、採決

- **川口広委員長** 次に、市第132号議案を議題に供します。

市第132号議案 東部方面斎場（仮称）新築工事（火葬炉築造工事）請負契約の変更

- **川口広委員長** 当局の説明を求めます。
- **松井財政局長** 続いて、資料の7ページを御覧ください。

市第132号議案東部方面斎場（仮称）新築工事（火葬炉築造工事）請負契約の変更について御説明いたします。

議案書は185ページでございます。

今回の変更について御説明する前に、次の8ページの参考、本工事契約の状況を御説明いたします。

本工事は、将来にわたる火葬需要に対応するため、市内で5か所目となる市営斎場の建設に伴い、火葬炉を新たに築造する工事です。本工事の原案は、令和3年12月21日に御議決いただきましたが、令和6年9月12日に契約金額及び完成期限を変更する専決処分を行い、4の契約金額は12億450万円、5の完成期限は、

令和8年12月25日となっております。

その上で、今回、7ページ冒頭の1の変更内容の記載のとおり、契約金額について、12億450万円を15億1197万3320円に改めようとするものでございます。今回の変更により、当初議決いただきました契約金額から1割を超える増額となりますので、請負契約の一部を変更する契約議案を提出させていただきます。

2の変更理由ですが、工期内に賃金、材料費等の水準が著しく変動し、契約金額が不相当となるため、インフレスライド条項を適用することにより契約金額を増額とするものでございます。

以上、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

- **川口広委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- **黒川勝委員** すいません。これは令和3年に1回可決して、令和6年に変更して、今回またさらに変更ということなのですが、変更後の金額が2割以上変更になっているのですけれども、随分大きく金額が上がったなというような気がするのですが、もう少し詳しく説明していただけますでしょうか。
- **松井財政局長** 今回の本契約につきましては、委員おっしゃるように令和3年12月に御議決いただいておりますが、その後、材料費や労務費の上昇に関する変更契約は行っておりませんで、今回のインフレスライド条項は、約4年分の水準変更を行うための契約金額のため金額が大きくなっております。
- **黒川勝委員** 4年で賃金がこんなに上がっちゃったということですか。25%。
- **松井財政局長** 主たる要因は、鋼材、電線材などの材料費、板金工などの労務費の上昇に伴うものが主たるものでございます。
- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。
- **横山正人委員** 契約議案などでなかなか財政局が答えづらいのかもしれませんが、この間、東部方面斎場の議案が、前回、当委員会でも審査した後に、西寺尾斎場の閉場が、3月下旬で営業終了するという発表があったわけですね。この契約を見ると、完成の見込みが令和8年の12月25日とこういうことになっていますので、約半年以上、東部方面での斎場が使えなくなってしまうおそれが出てきていると思うのです。今、市内に市営5斎場があるわけなのですが、火葬待ちが平均で大体7日程度ぐらいあるという報道がある中で、西寺尾が営業を終えてしまうと、かなり大きな影響になってくるんじゃないかと思うのですが、これは関連するとなると副市長ですか。こういった状況についてどのように捉えていてどういふふうに対応していくのか、伺いたいと思います。
- **伊地知副市長** 委員おっしゃるように、度々この東部斎場については、工期が延びたり契約変更があったりということで非常に御心配をおかけしているということは、重々承知をしております。委員がおっしゃったように民営の西寺尾の火葬場は、これまで平均で2000~2500ぐらいの火葬の件数というふうになっておりますので、それを賄わなきゃいけないということで、完成するまでの間は、久保山南部・北部、そして戸塚の斎場でしっかりと対応しなきゃいけないという状況になると思っております。  
もう一つ、委員がおっしゃったように、火葬の待ち日数というのが6年度の実績で5.8日というふうになっていますので、できる限りそれが長くならないことが望ましいとは考えておりますが、一定の期間は、どうしても市民の皆様にお迷惑をおかけしてしまうのかなと思っております。
- **横山正人委員** 他の斎場で対応するとこういふことなただけでも、今ですら待ち時間、待ち日数が出ている中で、なかなかこれは難しい問題じゃないかと思うのですよね。例えば、一時、北部斎場が逼迫したときにも対策として講じていただいたんですけども、回転数を増やすとか、あるいは、家族だけでお見送りす

る場合の枠を新設して回転数を増やすとか、こういった対応も考えていかなきゃならないと思うんだけど、今のオペレーションの中で既存斎場をもう少し活用する、回転数を上げるような取組というものができるとかどうなのか伺いたいと思います。

- **伊地知副市長** 令和5年から令和6年に火葬の待ち日数というのは長くなっています。一方、火葬実績の件数は増えているという状況にありますので、一生懸命増やしてはいるんですけども、いわゆる多死社会の中では、どうしてもそれが賄い切れていないという状況で、結果的にそれで東部斎場の必要性が増しているわけですけども、そういう状況はあります。

今、委員がおっしゃったような様々な工夫をしながら、できるだけその待ち日数を減らしていく努力というのは、これからもしなきゃいけないと考えています。

- **横山正人委員** この契約議案にも見られるように、なかなか整備に時間を要していますので、そのしわ寄せが市民に行ってしまうことのないように、やれることはしっかりやるという姿勢で臨んでいただきたいと思います。

- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

- **川口広委員長** ほかに御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **川口広委員長** それでは、採決いたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **川口広委員長** 御異議ないものと認め、市第132号議案については原案可決と決定いたします。

◇  
◎ 市第137号議案（関係部分）及び市第149号議案及び市第150号議案の審査、採決

- **川口広委員長** 次に、市第137号議案関係部分、市第149号議案及び市第150号議案は、説明の都合上、3件を一括議題に供します。

市第137号議案	令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）
市第149号議案	令和7年度横浜市公共事業用地費会計補正予算（第1号）
市第150号議案	令和7年度横浜市市債金会計補正予算（第1号）

- **川口広委員長** 当局の説明を求めます。
- **松井財政局長** それでは、市第137号議案横浜市一般会計補正予算（第7号）から財政局関係部分、市第149号議案横浜市公共事業用地費会計補正予算（第1号）、市第150号議案横浜市市債金会計補正予算（第1号）につきまして、資料に基づき一括して御説明させていただきます。

まず、当局所管分の前に、2月補正予算案の全体概要について御説明いたします。

上の二重囲みを御覧ください。

2月補正予算案では、国補正予算などを踏まえた施設整備のほか、事業の執行見込みに合わせた整備補正

等を行います。歳入歳出予算補正は、一般会計で265事業728億2100万円の増額、特別会計で13会計184億300万円の増額、企業会計で5会計131億9000万円の増額、全会計総計では、1044億1400万円の増額となります。繰越明許費補正では、一般会計で84件、特別会計で16件となります。

それでは、1の一般会計歳入歳出予算補正を御覧ください。

網かけしております当局所管部分を中心に御説明させていただきます。

なお、網かけのない各事業につきましては、所管の各委員会において所管局から御説明をさせていただきます。

初めに、2ページを御覧ください。

(1) 国補正予算などを踏まえた施設整備として、上段の網かけ部分、高速鉄道事業会計繰出金ですが、これは、高速鉄道事業会計で実施する耐震補強対策に対し、一般会計から補助金及び出資金として、繰出金を1億5100万円増額するものでございます。

次に、(2) 事業の執行見込みに合わせた整理補正といたしまして、アとして、事業費の増額補正として、1つ目の網かけ、職員人件費について、給与改定に伴う増額等により、当局所管分として1億4900万円を増額するものでございます。下段の網かけ部分、財政調整基金積立金、その下、減債基金積立金については、運用益の増に伴い、4700万円、1700万円をそれぞれ増額いたします。その下、償還金・還付加算金につきましては、市税の還付額の増に伴い16億600万円を増額いたします。

少し飛びまして、5ページを御覧ください。

中段の網かけ部分、公債費でございますが、国の補正予算により交付された臨時財政対策債償還基金費を減債基金に積み立てることに伴い25億1700万円の増となり、一番下、財政調整基金積立金ですが、7年度の市税等の増収や事業の減額補正等により捻出した財源等200億円を、一旦、財政調整基金に積み立て、8年度の財源として活用するものでございます。

なお、その下には、7年度末における財政調整基金の状況を参考としてお示ししております。

次に、6ページを御覧ください。

イのその他事業費の減額補正等として、下から2つ目でございますが、納税通知書作成発送等定期課税事務費につきましては、印刷製本費の減に伴いまして9000万円を減額いたします。

次に、また少し飛びまして9ページを御覧ください。

網かけ部分の公債費については、利子等の減に伴う減額等によりまして18億6900万円減額いたします。その下、公債費補正の内訳を参考としてお示ししております。三セク債公債費の詳細につきましては、次の10ページに表1、三セク債公債費及び残高の状況を示しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、11ページを御覧ください。

2の2月補正予算案で活用する一般財源と市債について御説明いたします。

(1) 一般財源でございますが、まず表の1行目の市税、2行目の県税交付金の詳細につきましては、12ページを御覧ください。

表の2でございますが、令和7年度市税等収入見込額及び補正額の上段の表、市税から御説明いたします。

網かけ部分の市税合計欄を左から右に御覧ください。

A欄の当初予算額9428億7300万円に対し、B欄の収入見込額は9536億9300万円で、一番右のC欄にありますとおり、108億2000万円を増額するものでございます。主な内訳でございますが、上から2行目の市税に

つきましては、まず個人分は、一番右の今回補正額C欄にありますとおり16億400万円の減額、次に、法人分は、同じくC欄にありますとおり84億4800万円の増額で、企業収益の増などによりまして、市民税全体としては、68億4400万円の増額となりました。その下の固定資産税につきましては、36億9700万円の増額となります。

次に、下段の表、県税交付金でございますが、網かけの県税交付金合計欄を左から右に御覧ください。

A欄の現計予算額1409億6700万円に対しまして、B欄の収入見込額は1519億100万円で、C欄にありますとおり109億3400万円を増額するものでございます。主な内訳として、上から4行目の株式等譲渡所得割交付金が、好調な株式市場により63億9600万円の増額となったほか、配当割交付金、地方消費税交付金なども増額となったため、県税交付金全体として109億3400万円増額となりました。

11ページにお戻りいただきまして、(1)の一般財源の表を御覧ください。

ただいま御説明いたしました市税や県税交付金のほか、3行目の地方交付税につきまして、国の補正予算において普通交付税が追加交付されたこと等により、155億2800万円の増額となっております。また、繰越金につきましては、6年度の決算剰余金のうち12月までの活用分の残額54億3100万円の増額、その下のその他につきましては、主な内訳のうち当局所管分として、国の地方財政対策を踏まえた7年度の給与改定分として積み立てた財政調整基金を繰り入れたことにより、財政調整基金繰入金が増額となります。

(2)の市債でございますが、2月補正では、38億8200万円を増額します。国補正予算の活用や事業の執行見込み等により、建設地方債を増額するものでございます。

次に、13ページを御覧ください。

3の特別会計歳入歳出予算補正ですが、当局所管分は、(1)の事業の執行見込みに合わせた整理補正のうち、一番下でございますが、網かけした2会計となります。公共事業用地費会計につきましては、前年度繰越金及び財産貸付収入の増に伴う減債基金積立金の増額等により2億6600万円を増額、市債金会計につきましては、給与改定に伴う職員人件費及び減債基金積立金の増に伴う増額等により、7億1100万円を増額するものでございます。

15ページ以降につきましては、参考として補正予算全体に係る総括表等の資料をおつけしてございます。

御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

- **川口広委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- **行田朝仁委員** ありがとうございます。事前にしっかり説明いただいたので、大体分かるので、せっかくなので局長の所感を伺っておきたいと思うのですが、11ページの一般財源と市債のところなのですが、その詳細が12ページにあって、今、御説明いただいたところなのですが、市税のところ個人分が減っていますけれども、法人税は、企業業績がいいということで何とかカバーしたなど。一方で、県のほうの交付金も増えているだけけれども、その理由が配当割交付金だとか株式の交付金だとかいうところであるこの現状に対して、今後、いろんな心配もあるんだろうと普通に考えればそう思うのですが、今回の捉え方と今後について所感を伺っておきたいのですが、
- **松井財政局長** まず、委員が言っていた市民税の個人分が減っている部分につきましては、ふるさと納税が思ったより税控除が多かったという形でマイナスとなっております。

法人部につきましては、委員が言っていたように企業収益が向上、県税関係は、現在の株価高あるいは配当が順調な中で、地方消費税も含めて順調に伸びたと思っております。全般的には、国税の状況も、

今、かなり税収に関しては伸びている状況でございますので、市税につきましても7年度の決算見込み、あるいは8年度につきましても、8年度予算でお示ししましたとおり増収傾向でございますが、ただ、それ以上に社会保障費の増とかあるいは人件費の増などで伸びておりますので、財政状況としましては、税収の伸びが社会保障経費、いわゆる歳出の伸びを補い得るほど伸びていないというような認識でございます。

- **行田朝仁委員** 厳しい状況が続くんだと思うのですけれども、引き続き早めに情報を出しながら安定した運営をお願いしたいと思います。
- **みわ智恵美委員** 御説明ありがとうございます。私も12ページのところでお伺いしたいと思います。当初の予算額のところで伸び率が法人分はマイナス7.1、それから県税の交付金のところでも配当交付金がマイナス20.7とか、非常に大きくマイナスと予想されて、予算そのものが立てられてきたんじゃないかというふうにこれを見ると思いますので、その点について所感を伺いたいと思います。
- **松井財政局長** 法人の伸びにつきましては、日銀の短観とかいろいろな経済指標を用いて出させていただいておりますし、横浜の場合につきましては、具体的な大企業さんについては、ちゃんと各個別の決算状況等も見させていただいて見込みを出しているのですけれども、なかなか法人の税収というのは、その法人さんの企業活動によるので、必ずしも個人みたいにずっと若干伸び基調とかいうわけではなくて、いろいろなシミュレーションを行った上でこの結果になっています。

結果的には、委員おっしゃるように外れているのですけれども、ただ、トレンドとしては、そういったいろいろな指標を参考に見込みはさせていただいております。県税さんの伸びにつきましては、これは県税交付金でございますので、県のほうが前年度に来年度これくらいだというのを我々のほうで、あくまで交付金でございますので、頂いたデータで見込みを出させていただいておりますので、すいません、その詳細については、こちらとしては、御説明するすべはなかなかありません。

- **みわ智恵美委員** じゃあ今おっしゃったように県税のほうは、県のほうからこういうマイナスでなりますよというふうに言われたということ、そのまま使ったということですか。
- **松井財政局長** 当然、県ともお話をさせていただいた上で、トレンドとかも含めて調査とかヒアリングとかをさせていただいて出しているということでございます。
- **みわ智恵美委員** 入ってくるものをマイナスで示していればパイそのものが小さくなって、大変市民にいろいろなサービスを提供するのに影響が出てくるような事態、どこかを削っていくとそういう点が生まれてくるのではないかと。放漫財政でこんなに入る入るというふうにしてやることもないと思いますが、ちょっと値が大きいのではないかなと思いました。なので今回も、新年度の予算なんかについても不足、毎年足りないというふうに出して、最終的には黒字でいくとなっているのですけれども、こういうところのしっかりと予想をしていますよと言われているのですけれども、例えばたばこのところとか入湯税のところなんかだと、非常に市場を的確に捉えているなど実感するのですけれども、大きなマイナスで進めるということについては、やはり問題じゃないかなと思います。

ふるさと納税のところでも思ったより予想を超える税還付とか、ふるさと納税の利用者が多かったということが、本当に大きな影響を与えているなどということを実感しておりますが、予算の立て方のところで改めてここはもう少し正確性といいますか、マイナス7.1がプラス7.1になっているという部分もあったりするので、改めてその点、正確な試算とか必要なんじゃないかなと思ったところなのですが、お考えを伺いたいと思います。

- **松井財政局長** 先ほど申し上げましたとおり法人につきましては、各企業の経済活動によって法人税が出たものに対して法人税割がかかりますので、結果的には、ミクロが合算されていってマクロになった時点で初めて出てきますので、非常に見込みにくいというのが正直なところでございます。我々のほうとしても、日銀とかあるいは政府が出している経済数値なんかも使って伸びも見込んでおりますけれども、法人に関しては、なかなか正直見込みづらいと。ただ、個人とかに関しては、我々のほうで前年のデータがありますし、納税者数のデータとかもありますので、ちゃんとというかある程度の給与収入の伸びとかも見込んだ上でかなり正確には出せます。

あと、固定資産税に関しては、我々のほうで評価をして、それで税収を見込んでおりますので、3年ごとの評価替えのときとかにちゃんと評価をした上で出しておりますので、これは、我々が評価して我々が税収、税額を決めて市民の方々に税金をお支払いいただいておりますので、この二大税目は固いのですけれども、法人に関しては、企業収益の結果として出ていることなので、外れて申し訳ないのですけれども、ちゃんとした形で個別にも見込んでいるのですけれども、なかなかびたりと当てるといのは、正直難しい部分がございます。

ただ、横浜の場合は、個人と固定資産税あるいは都市計画税も入れた中で、ほぼ9割方、税収の構成がされておりますので、法人は、横浜は、都市の規模の割には一部国税化なんていうものも行われてしまったので、税収自体がかなり少ないので、外れることはよくないのですけれども、なかなか難しい税目であることは事実でございます。

- **みわ智恵美委員** 分かりました。懸命にその辺はされながらここに至っているんだということは理解をしたところですが、よろしくお願ひしたいと思います。
- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** ほかに御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **川口広委員長** それでは、1件ずつ採決いたします。  
初めに、市第137号議案関係部分についてお諮りいたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については原案可決と決定いたします。  
次に、市第149号議案についてお諮りいたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** 御異議ないものと認め、市第149号議案については原案可決と決定いたします。  
次に、市第150号議案についてお諮りいたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** 御異議ないものと認め、市第150号議案については原案可決と決定いたします。

---

◇

◎ 令和8年度地方税制改正の概要について

- 川口広委員長 次に、報告事項に入ります。

令和8年度地方税制改正の概要についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 松井財政局長 それでは、令和8年度地方税制改正の概要につきまして、お手元にお配りしております資料で御説明させていただきます。

冒頭に記載のとおり、令和7年12月26日に閣議決定された令和8年度税制改正の大綱のうち、市税等に関する主な概要について御報告させていただきます。

米印を付している項目は、現時点で条例改正が想定される項目となっております。今後、地方税法等の改正が行われた後、横浜市市税条例の改正をお諮りしてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。まず、1の個人住民税でございます。

(1)の給与所得控除の見直しでございますが、給与所得控除の最低保障額について、現行の65万円から74万円に引き上げるとされました。この改正につきましては、令和9年度分の個人住民税から適用するものとされております。

(2)のひとり親控除の拡充でございますが、ひとり親控除の控除額につきまして、現行の30万円から33万円に引き上げるとされました。なお、この改正につきましては、令和10年度分の個人住民税から適用するとされております。

(3)のふるさと納税制度の見直しでございますが、個人住民税の特例控除額について、給与収入額1億円相当の納税者につきましては、特例控除額を193万円を上限として新たに設定するとされました。なお、この改正は、令和9年分の寄附分から適用され、令和10年度分の個人住民税から適用するとされております。続いて、2の軽自動車税でございます。

環境性能割の廃止につきまして、1つ目の丸でございますが、軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止するとされました。2つ目の丸でございますが、環境性能割廃止による地方税の減収分につきましては、国の責任で安定財源を確保するとされており、令和8年度分の減収については、地方特例交付金により全額を補填するとされております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願申し上げます。

- 川口広委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 川口広委員長 特に御発言がないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で財政局関係の審査は終了いたしましたので、本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書を議長宛てに提出させていただきます。

---

◇

◎ 閉会宣告

- 川口広委員長 本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

開会時刻 午前11時09分

# 速報版